

インボイスとは？

インボイス発行事業者の登録が始まっています。令和5年10月1日から始まるインボイス制度において、当初からインボイス発行事業者となるには原則として令和5年3月31日までに申請が必要です。

◇インボイスとは？

インボイスとは、売手が買手に対して、**登録番号と正確な消費税額を伝えるもの**で、税務署のインボイス発行事業者登録簿に登録された事業者だけが発行できる請求書や領収書などのことを言います。なお、正式名称は『適格請求書等』です。

◇インボイス制度とは？

<売手側>

売手である登録事業者は、買手である取引相手から求められたときは、インボイスを**交付**しなければなりません。また、交付したインボイスの写しを**保存**しておく必要があります。

<買手側>

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、取引相手（売手）から交付を受けたインボイスの**保存**が必要となります。

◇インボイスの登録は必須なの？

インボイス発行事業者の登録は、強制ではありません。しかし、従来の請求書では、買手側において、『支払った消費税』として認められず『預かった消費税』から差し引くことが出来なくなり、結果として消費税の納税額が多くなります。（少額の鉄道運賃や自販機などインボイスが無くても認められるものもあります。）

◇免税事業者はどうするの？

免税事業者でも、自ら「課税事業者を選択」すれば、課税事業者になり、インボイス発行事業者の登録が出来ます。

但し、課税事業者を選択するかどうかは、納税の負担や買手からインボイスを求められるかどうか等を踏まえ、しっかりと検討する必要があります。

弊社で登録申請書の提出も可能ですので、制度への対応やご不明な点は担当者までお願い致します。





インボイスを見てみよう

◇これまでの請求書とインボイスの違い

① 登録番号の記載があること

税務署から通知される『登録番号』を記載します。法人の場合はT+法人番号（13桁）、個人事業者の場合はT+13桁の数字（マイナンバーではありません）となります。

② 消費税額の計算方法と書き方

インボイス開始前の請求書では、個々の商品ごとに消費税額を計算し、商品の数だけ端数処理を行うことが認められていますが、インボイスでは税率ごとに1回の端数処理を行います。また、税率ごとに合計した税込金額又は税抜金額のどちらかと、それぞれの適用税率、税率ごとの消費税額の記載が必要です。

請求書		△△商事(株)	
(株)〇〇御中		① 登録番号 T012345...	
11月分 131,200円		××年11月30日	
日付	品名		金額
11/1	魚 *		5,000円
11/1	豚肉 *		10,000円
11/2	タオルセット		2,000円
	...		
合計	120,000円	消費税	11,200円
② 8%対象	40,000円	消費税	3,200円
10%対象	80,000円	消費税	8,000円

* 軽減税率対象

証券口座とマイナンバー

証券会社へのマイナンバーの告知が本年末で期限を迎えます。当初、平成30年末が期限でしたが、4割程度にとどまったため、3年間延長されました。確かに、証券会社から提出を依頼された様な気もしますが、出した覚えはありません。

逃げ切ったのかと思っていきましたが、決して諦めてくれた訳ではありません。証券会社は、証券保管振替機構（以下、『ほふり』）から口座利用者のマイナンバーを取得することが出来ることになりました。なお、『ほふり』は地方公共団体のシステムからマイナンバーを取得しています。これにより、証券口座は全てマイナンバーと紐づいたと考えて間違いなさそうです。

今のところ、預金取引のみの銀行ではマイナンバーの提供は口座利用者の任意で、『ほふり』から取得することも出来ませんのでご安心？ください。